

令和4年9月
農業委員会議事録

開催日：令和4年9月26日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時56分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4年 9月26日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	欠

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 齋藤 利明
主幹 草間 真由美

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚
農業振興課主査 濱野 洋平
農業振興課主任 石垣 智章

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第4号議案 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時31分

9. 会議の内容

局	長	<p>皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定刻前ですが、皆さんそろいましたので、これから越谷市農業委員会会議を開会させていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会	長	<p>おはようございます。どうもご苦労さまです。</p> <p>大分稲刈りも進んできたかなとは思いますが、今年の取れ高を、先ほど農協で話を聞いてきましたら、越谷はコシヒカリで2等で1等がないということで、今、検査しているのは連休から連休明けの米らしいのですが、20日頃に植えた人のコシヒカリがこれから出てくるので、それがどうなのかなと言っていました。北のほうへ行くと、2等も少なくて、3等と等外があるようです。多少去年より農協で買い取る金額も気持ち上がりましたけれども、1万円に行かない、こんな農産物ではどうにもなりません。戦争のせいで、肥料も資材も上がって、それで取れたものが下がっているのではどうにもならない。農業をある程度の年代になってこんなにひどい単価で、肥料も上がってくると辞めていってしまう人が増えるのかなと危惧しております。それを誰が農地を守っていくかという、やはり受け手もこのままの単価で、肥料などの資材が上がってくると経営が成り立ちません。やればやるだけ赤字が増えるという状況でございますので、これから農地を守っていくのは我々農業委員としても非常に厳しくなっていくのかなと、やはり農産物、お米の単価を上げることを何か考えてもらわないと、農家がますます減って、荒れた農地が増えてくるのではないかと考えております。市のほうでも肥料の補助金や、油に関しては灯油と軽油と重油の補助などを考えているらしいのですが、具体的にそのうち案内が来るかと思いますが、役所のほうでも何とか農家を守るために考えてはいただいておりますが、それだけで来年も農家をやろうかという気にはなかなかかなれないのが現状であります。野菜に関してもみんなそ</p>

うですけれども、やはり基本の米が上がらないと、野菜から何からみんな上がらないのが現状で、困ったことだなと思っております。

コロナが一番の原因だったのですが、コロナも大分落ち着いてはきましたけれども、社会現象で東京のビルもテレワークが多くなってビルが空いてきたとか、そんな話もしていますので、東京も人もいなくなってきたというのが現状らしいので、一つの大きなこんな病気のために世の中が大分変わるというのはつくづく思いました。

何はともあれ毎週台風で、今日にも台風にまたなるらしいので、これは太平洋へ行ってしまうので、そんなに影響ないかとは思いますが、また雨が降るので、週に2日か3日しか稲刈りできないのが現状で、水がたまっているところを無理してやっていますけれども、これから今日は暑いのですが、今後は30度に行かない陽気になると思いますので、熱中症は大丈夫ですけれども、体調には十分気をつけて農作業をしていただければと思います。

言葉整いませんけれど、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

局 長

ありがとうございました。

本日、14番、三ツ木委員が欠席ということで連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は第4号議案 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認についての説明員として、農業振興課の濱野主査、石垣主任が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、9番の吉田委員、10番の田口委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請

統 括 主 幹

の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、申請人は父親と実家で生活しておりましたが、父親の死亡により実家を兄が相続し、家族が居住することから手狭となり、相続により取得した土地に自己用住宅の建築をする申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私から行います。

1番の件について説明いたします。9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接する部分以外には、土留めとしてコンクリートブロックを設置し区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定い

統 括 主 幹

たします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局から説明願います。

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で母親、夫婦と子供1人、計4人で居住しておりますが、手狭のため自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在飼っている犬のドッグランスペースの確保ができ、また建築後も母親と同居し子育ての支援や将来母親の介護を含め最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和元年に市内に本店を置き、主に建築業を営む法人です。受注が増え資材置場用地を探していたところ、申請地は本店からのアクセスがよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅で夫婦及び子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は小学校も徒歩5分程度の距離に位置し、また妻の実家にもほど近く、子育ての支援や将来親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は倉庫用地の敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人は昭和55年に草加市に本店を置き、主に一般区域貨物自動車運送業を営む法人です。現在、倉庫敷地として利用している敷地内の一部が農地であり、進入路が狭いことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ申請に及んだものです。

なお、令和4年5月26日付で敷地拡張にて農用地区域から除かれております。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅で夫婦及び子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にもほど近く、子育ての支援や将来親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場、駐車場です。転用理由といたしまして、借人は令和3年に市内に本店を置き、主に造園業を営む法人です。現在、市内の大手企業からの依頼も多くなり、現在資材置場がなく、知り合いの敷地の一部を間借りするなどの対応をしております。そのようなことから、資材置場用地を探していたところ、申請地は本店からも近くアクセスがよく、計画したところ、土地所有者の同意が得られ申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について山崎委員、3番について小林委員、4番について渋谷委員、5番について吉田委員、6番について大熊委員よりお願いいたします。

それでは、1番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

1番の件についてご説明いたします。

9月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅であります。東側の出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはな

いと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。

4 番 委 員 2 番について山崎委員よりお願いいたします。
(山崎委員) 2 番の件について説明いたします。

申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。南側出入口部分を除いてコンクリート板を設置し、区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

1 3 番 委 員 3 番について小林委員よりお願いいたします。
(小林委員) 3 番の件について説明します。

9月21日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路への出入口部分を除き、コンクリートブロックにて区画することから、隣接地に被害を及ぼすことはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

5 番 委 員 4 番について渋谷委員よりお願いいたします。
(渋谷委員) 4 番の件について説明します。

9月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は敷地拡張です。東側隣地との境界に擁壁を設置し、土どめする計画ですが、ほかには既存の敷地と一体利用するため、新たな対策は講じません。よって、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

9 番 委 員 5 番について吉田委員よりお願いいたします。
(吉田委員) 5 番の件について説明します。

9月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除いて、コンクリートブロックにより区画

議 長 することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。
 以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひします。
 ありがとうございます。
 6番について大熊委員よりお願ひいたします。

7番委員 (大熊委員) 6番の件について説明いたします。
 9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場と駐車場です。南側出入口部分を除いて、周囲にブロック及びネットフェンスを設置し、区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。
 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
 ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
 続いて、採決を行います。
 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願ひます。
 [挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について、事務局から説明願ひします。

統括主幹 議案書の3ページを御覧ください。
 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について説明します。
 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
 それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し、土地

を探していたところ、申請地は実家にもほど近く、将来両親の介護を
考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と
いたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりま
すが、このたび妻の出産を控え家族が増えることで手狭になるため、
自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家
にもほど近く、子育ての支援及び将来両親の介護を踏まえ最適な場所
と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由
といたしまして、借人は昭和59年に市内に本店を置き、主に一般廃棄
物収集運搬業務を営む法人です。現在使用している駐車場が手狭なた
め、新たに駐車場を設けたく土地を探していたところ、申請地は本社
から500メートルの距離に位置し、アクセスがよいことから計画したと
ころ、土地所有者の同意が得られ申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と
いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4
人で居住しておりますが、家族の将来のことを考え自己用住宅の建築
を計画し、土地を探していたところ、申請地は親族の家まで徒歩5分
のところの位置し、また小中学校が近いことから最適な場所と判断し、
申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と
いたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりま
すが、家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し、土地を探
していたところ、申請地は実家に車で10分の距離に位置し、お互い困
ったときに助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、
申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が
進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代
替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。ま
た、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書

類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番について田口委員、8番について宇田川委員、9番から11番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、7番について田口委員よりお願いいたします。

10番委員

それでは、7番の件について説明いたします。

(田口委員)

9月21日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側出入口を除いてコンクリートブロックを設置して区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

8番委員

8番について宇田川委員よりお願いいたします。

(宇田川委員)

8番の件について説明します。

9月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

2番委員

9番から11番について、藤井委員よりお願いいたします。

(藤井委員)

それでは、9番から11番を報告させていただきます。

9番の件についてご説明いたします。

9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックフェンスを設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

続きまして、10番の件についてご説明いたします。

9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的

は住宅です。道路部分を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、11番の件についてご説明いたします。

9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路部分を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

以上3件、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、議事参与制限のある案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時23分)

(●番 ●●委員退室：午前10時23分)

(再開時刻：午前10時24分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画(案)の決定について説明します。
番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、1,385平方メートル、再設定で、期間は3年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長
議員
議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時25分)

(●番 ●●委員入室：午前10時25分)

(再開時刻：午前10時26分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第4号議案 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について、農業振興課から説明願います。

農業振興課

農業振興課の石垣と申します。よろしく願いいたします。

それでは、議案書の5ページを御覧ください。第4号議案 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認についてご説明いたします。

市民農園の開設につきましては、複数の法律に基づき幾つかの方法がありますが、今回の市民農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき開設するものです。

開設までの手続として、まず越谷市と開設者との間で貸付協定を締結します。この協定では、市民農園の適切な管理についてや、これに違反した場合の協定の廃止などを定めています。協定締結後、市民農園の具体的な運営方法を定めた貸付規定を作成し、その内容を基に貴委員会の承認を得ることで開設できるものとなります。

なお、番号1番及び2番の申出人は夫婦であり、それぞれ土地を所有していますが、市民農園の開設に当たり、貸付規定を統一し、1つの農園として一体的に運営していくこととなります。

それでは、市民農園の概要について番号1番及び2番をまとめてご説明いたします。

市民農園の開設者は、土地所有者自身であり、1区画の貸付面積は約30平米の区画を12区画、約40平米の区画を5区画、合計17区画を整備します。利用料は、区画の大きさに応じて年間8,000円、もしくは年間1万円となります。貸付期間は1年間、募集方法は看板やインターネット上で随時公募します。応募対象者の制限等はなく、貸付条件は違法、不当なものではないことを確認しております。なお、園内に構築物の設置の予定はありません。

また、開設者が週2回、農園の見回りや維持管理を実施する予定であり、農地の適切な利用を確保することはできると考えます。

農園の周囲は、宅地、道路となっており、周辺への被害防除対策として、波板及び柵板とネットフェンスを設置するため、周辺における農業上の利用の増進に支障はなく、農園の位置やその規模については妥当なものであると考えます。

農業振興課からは以上でございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議
全
議

長
員
長

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は、報告でございます。

事務局から説明願います。

統括主幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の6ページです。第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の7ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書8ページ及び9ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、15件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書10ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回は3件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

議

長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、10月25日、火曜日、午前10時から、この会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時31分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年 9月26日

議 長

署名委員

署名委員